

平成29年3月14日

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 青山会
- (2) 代表者 理事長 東口謠子
- (3) 所在地 東大阪市西岩田四丁目9番8号

### 2 事業所名称及び所在地

- (1) 名称 ハッピークラブ
- (2) 事業種別 居宅介護、重度訪問介護  
行動援護  
移動支援
- (3) 所在地 東大阪市旭町20番2号
- (4) 指定年月日 居宅介護、重度訪問介護：平成18年10月1日  
行動援護：平成23年2月1日  
登録年月日 移動支援：平成24年10月1日

### 3 指定及び登録の取消の年月日

平成29年3月31日

### 4 処分の理由

#### 【居宅介護】

- (1) 介護給付費の請求に関する不正【法第50条第1項第5号に該当】
  - ・ 不当なサービス提供方法により支援を実施しているにも関わらず、平成24年2月から平成28年8月の間で、介護給付費を不正に請求し受領した。
- (2) 人員基準違反【法第50条第1項第3号に該当】
  - ・ 事業所において必要とされるサービス提供責任者の人員数が満たされていなかった。
- (3) 運営基準違反【法第50条第1項第4号に該当】
  - ・ 管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていなかった。
- (4) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為【法第50条第1項第10号に該当】
  - ・ サービス提供記録において、請求に合わせるため虚偽の記録を作成した。
  - ・ サービス提供責任者の変更届において、必要員数を満たすため虚偽の内容を届け出

た。

**【重度訪問介護】**

(1) 人員基準違反【法第 50 条第 1 項第 3 号に該当】

・事業所において必要とされるサービス提供責任者の人員数が満たされていなかった。

(2) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為【法第 50 条第 1 項第 10 号に該当】

・サービス提供責任者の変更届において、必要員数を満たすため虚偽の内容を届け出た。

・同一事業所にて一体的に運営されている指定居宅介護事業所及び指定行動援護事業所において不正請求等違反が行われた。

**【行動援護】**

(1) 介護給付費の請求に関する不正【法第 50 条第 1 項第 5 号に該当】

・不当なサービス提供方法により支援を実施しているにも関わらず、平成 24 年 2 月から平成 28 年 8 月の間で、介護給付費を不正に請求し受領した。

(2) 人員基準違反【法第 50 条第 1 項第 3 号に該当】

・事業所において必要とされるサービス提供責任者の人員数が満たされていなかった。

(3) 運営基準違反【法第 50 条第 1 項第 4 号に該当】

・管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていなかった。

(4) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為【法第 50 条第 1 項第 10 号に該当】

・サービス提供記録において、請求に合わせるため虚偽の記録を作成した。

・サービス提供責任者の変更届において、必要員数を満たすため虚偽の内容を届け出た。

**【移動支援】**

(1) 当該事業所において、同事業所が行う居宅介護等障害福祉サービス指定取消処分を受けた為【東大阪市移動支援事業実施要綱第 9 条第 1 項】

5 事業者に対する経済上の措置

【東大阪市】介護給付費に係る返還額	44,668,926円
加算額	17,867,570円
合計額	62,536,496円

東大阪市福祉部障害者支援室

TEL 06-4309-3187

FAX 06-4309-3813